

おしえて 保育コンシェルジュ！

古賀市子ども家庭センター 2026.9



〈保育コンシェルジュ相談時間・場所〉

月曜日～金曜日 9時～16時

場所 サンコスモ古賀子ども家庭センター 電話092-942-1157

※保育コンシェルジュの業務の状況などにより子ども家庭センター職員が代わりに対応させていただく場合があります。



保育所等※の保育料はいくら？

※認可保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業所

令和8年度

給与所得等に係る市民税・県民税
特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入 給与所得（所得金額調整控除後） その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	給与所得区分	課税標準	総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎	所得控除合計②		
(摘要)					

市民税	所得割額⑥	6月分 7月分 9月分 10月分 11月分 12月分 1月分 2月分 3月分 4月分 5月分
県民税	所得割額⑥	
均等割額⑦		
特別徴収税額⑧		
控除不足額⑨		
既充当額⑩		
既納付額⑪		
差引納付額⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺		
変更前税額⑳		
増減額(㉑-㉒)		
変更月		

市民税「所得割額⑥」の金額を
父母合算します。

合算した額を「保育所等入所のご案内」P4
の「0歳児～2歳児の利用者負担額」に当て
はめると保育料（月額）がわかります。

- ・政令市は税率が異なるため、「所得割額⑥」の金額に0.75を乗じた金額で計算します。
- ・住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除、配当控除、外国税額控除等の税額控除がある場合は、上記の方法では算出できません。子ども家庭センターまでお問い合わせください。
- ・令和8年1月1日に父母ともに古賀市在住の場合は、保育料を子ども家庭センター窓口で算定できる場合があります。ご本人確認できるものをご持参ください。
- ・きょうだいがいる場合、利用者負担の軽減措置があります。詳しくは子ども家庭センターにお問い合わせください。